

抜粋

平成 25 年 11 月 26 日  
南あわじ市子ども・子育て会議（第 1 回）  
資料として南あわじ市調製

# 子ども・子育て関連3法について

平成25年5月

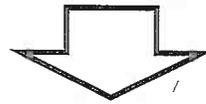
内閣府・文部科学省・厚生労働省



# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 《子育て環境をめぐる課題》

- 1 親の働く状況の違いによる幼児期の学校教育や保育の提供体制の違い
- 2 家庭や地域における子育て環境の変化
- 3 都市部では保育所待機児童の発生、一方で、地方では子どもの減少による施設の減少



こうした課題に対して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法が成立し、3法に基づきいわゆる「子ども・子育て支援新制度」が始まる。

## 《3つのポイント》

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供  
～幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」制度を改善し、普及を進める～  
～認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を創設～
- 2 保育の量的拡大・確保  
～保育所認可制度の改善、小規模保育・家庭的保育等への給付を創設～
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実  
～「親子交流の拠点」「放課後児童クラブ」「一時預かり」等の子育て事業の促進～

子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、消費税引き上げによる財源約7000億円が充てられる。そのため、早ければ消費税10%引き上げとされる平成27年度を目処に本格的にスタートする見込みである。

# 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と子ども・子育て会議

- 新制度では、市町村は、地域における学校教育・保育のニーズ等の子ども・子育てに係るニーズの見込みを調査し、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。事業計画に基づき、子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施する。
- 事業計画の策定にあたり、「子ども・子育て会議」を設置する。（子育て当事者や子育て支援事業者等の参画）

## 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

《平成25～26年度》

国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施



ニーズの見込量、提供体制の確保方策等を盛り込んだ事業計画を策定

《平成27年度～》

新制度スタート。事業計画に基づき、子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施

### 【事業計画の記載事項例】

- 圏域の設定
- 需要量の見込み・提供体制の確保の内容や実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

### 幼児期の学校教育・保育

- 認定こども園・幼稚園・保育所
- 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ ⇒ 児童福祉法の改正により、小学6年生まで利用対象拡大
- 妊婦健診

## 子ども・子育て会議の設置

事業計画の策定にあたり、子育て当事者の意見を反映させるために、子どもの保護者や子育て支援事業に携わる方も参画・関与する仕組み

## 子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の  
充実

## 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

### ◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）  
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



# 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

## ○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## ○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

## ○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

## ○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



# 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

## 子ども・子育て支援給付

### ■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

### ■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

### ■ 児童手当

## 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等  
(対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称) → 将来の検討課題

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

## 需要の調査・把握

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

## 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

地域型保育給付の  
=対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後児童  
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

子ども・子育て支援法  
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援  
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を  
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

# 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設  
(新たな「幼保連携型認定こども園」)
  - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化  
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

## 〔類型〕

## 《現行制度》

## 《改正後》

### 幼保連携型 (594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園  
(学校)

保育所  
(児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼保連携型認定こども園  
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

### 幼稚園型 (317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

幼稚園  
(学校)

保育所  
機能

### 保育所型 (155件)

※設置主体制限なし

幼稚園  
機能

保育所  
(児童福祉施設)

### 地方裁量型 (33件)

※設置主体制限なし

幼稚園機能  
+  
保育所機能

- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

## 新たな幼保連携型認定こども園

### ○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

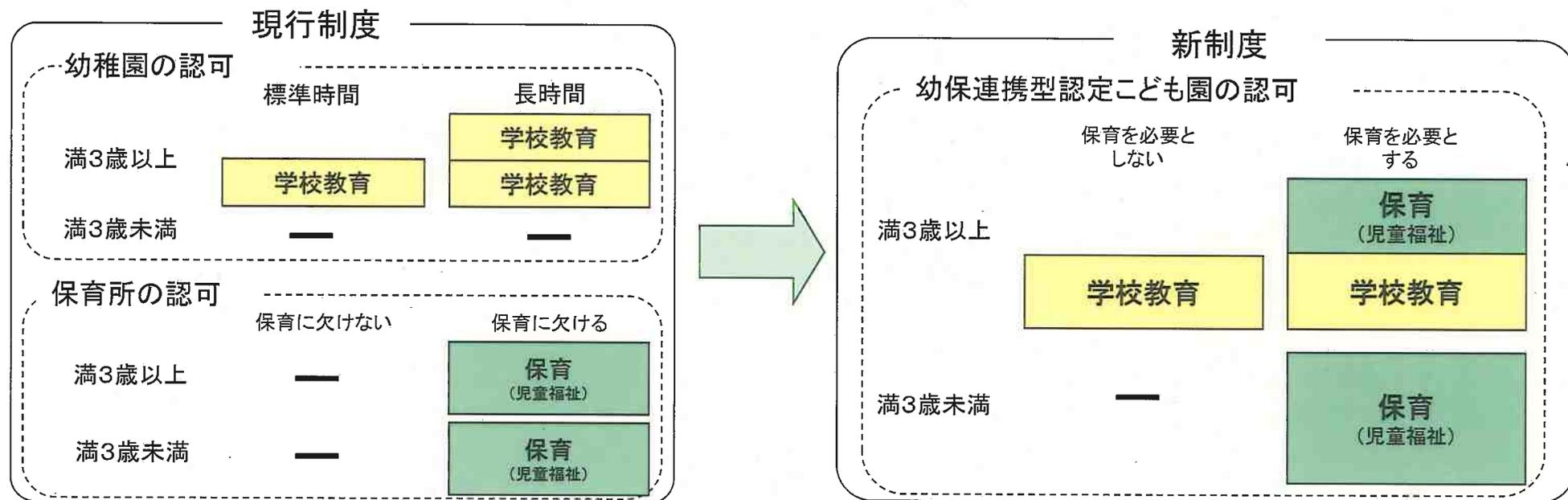
※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

### ○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

### ○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



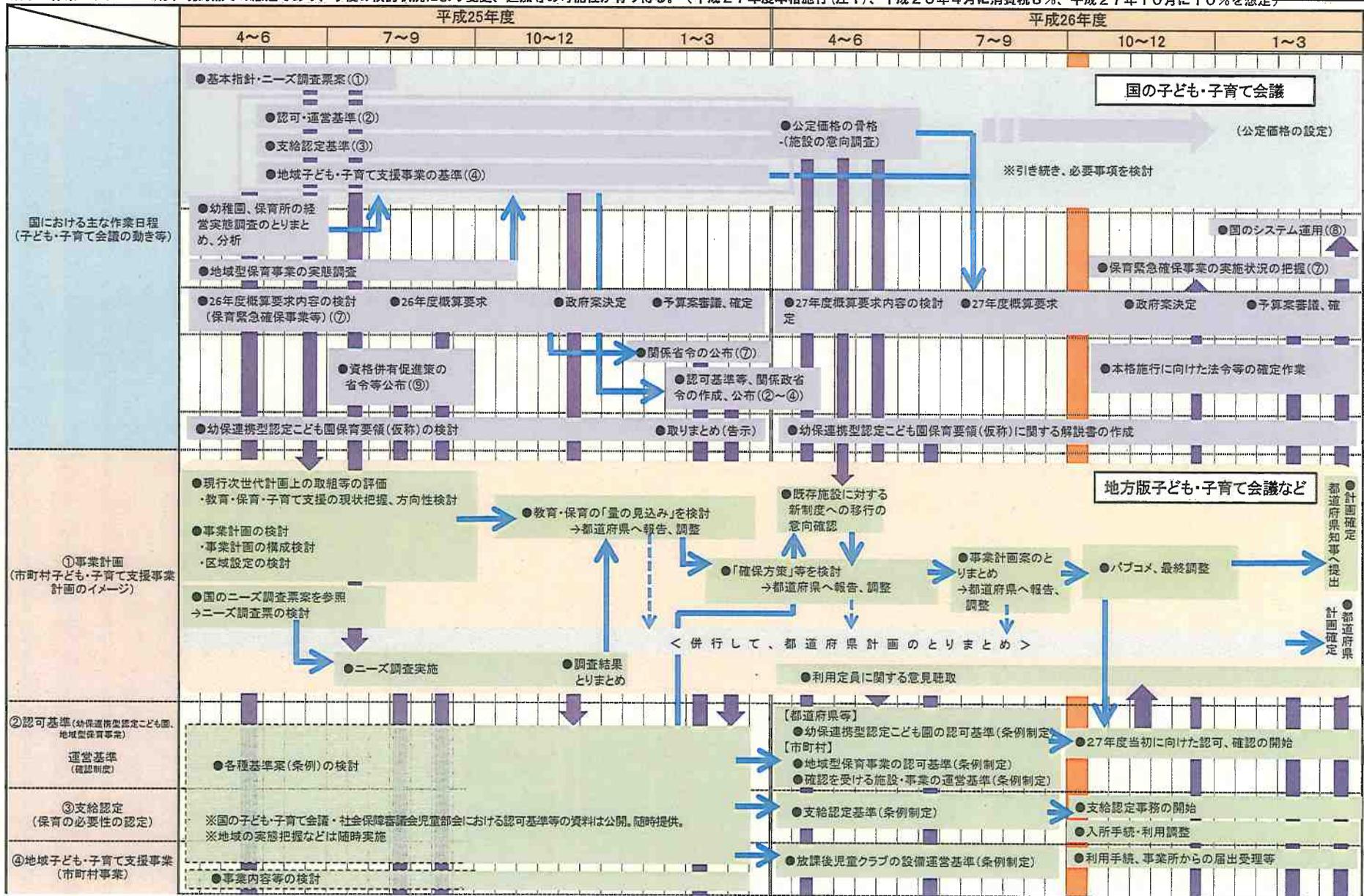
## 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
  - ・ 利用者支援
  - ・ 地域子育て支援拠点事業
  - ・ 一時預かり
  - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
  - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
  - ・ ファミリー・サポート・センター事業
  - ・ 子育て短期支援事業
  - ・ 延長保育事業
  - ・ 病児・病後児保育事業
  - ・ 放課後児童クラブ
  - ・ 妊婦健診
  - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 本格施行までの作業スケジュールのイメージ（市町村における作業イメージを中心に）

資料1

以下の作業スケジュールは、現時点での想定であり、今後の検討状況により変更、追加等の可能性が有り得る。（平成27年度本格施行（注1）、平成26年4月に消費税8%、平成27年10月に10%を想定）



	平成25年度				平成26年度					
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3		
⑤費用・利用者負担			●費用・利用者負担の検討		●費用・利用者負担の検討			●27年度予算 国の定める公定価格等を踏まえ、利用者負担等の確定(条例制定等)		
⑥幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)						●国の解説書がとりまとまり次第、認定こども園職員に対する研修、周知				
⑦保育緊急確保事業		●26年度予算の検討		●保育計画の改定等	●事業の開始					
⑧制度管理システム	【支給認定・確認関係のシステム】									
	(1)パッケージシステムを利用する場合									
	●搭載機能の検討・調達仕様書の検討		●業者選定		●導入		●テスト運用		●運用開始	
	(2)独自システムを構築する場合									
●搭載機能の検討、仕様書検討、業者選定、設計		●構築		●構築		●テスト運用		●運用開始		
【請求審査・支払関係のシステム】										
(1)パッケージシステムを利用する場合										
●搭載機能の検討、業者との調整			●導入、テスト運用			●運用開始				
(2)独自システムを構築する場合										
●設計			●構築、テスト運用			●運用開始				
⑨保育教諭の併有促進策の検討 (人材確保対策を含む)	●有識者会議での検討、省令等を踏まえ、条例・規則等の改正、周知など									
⑩自治体における実施体制	●施行に向けた準備作業のための体制準備(24年9月に内閣府に新制度の施行準備室設置)									
							●給付、国の窓ロー一元化に対応できる体制の構築準備(27年度から給付の支出等は内閣府へ一元化)			
⑪その他	【都道府県等】									
	●幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置(条例制定)									
	【都道府県・市町村】									
●新制度に関する利用手続きなど詳細の周知、広報										
●必要に応じて、子ども・子育て支援法第87条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定										
●必要に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園・公私連携型保育所(保育所型認定こども園)の設置法人への設備の無償・安価な貸付・譲渡(議会で議決)										

(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

南あわじ市 子ども・子育て支援事業計画の作成に関するスケジュール（案）

H25.11.26

<福祉課担当>

- ◇保育所のあり方検討
- ◇認定こども園、幼稚園、保育所の給付等の創設

<少子対策課担当>

- ◇地域の子ども・子育て支援の充実
- ◇放課後児童クラブ

<健康課担当>

- ◇妊婦健診等、母親支援

<教育委員会担当>

- ◇幼稚園のあり方検討
- ◇放課後子ども教室

担当	H25年度											
	4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
福祉課	保育事業 保育所のあり方検討委員会	・7/18 第1回委員会		・9/12 第2回委員会		・10/23 第3回委員会 ・調査、回収	・集計、分析	第4回委員会		答申	反映	
少子対策課	子ども・子育て支援法 子ども・子育て支援事業アンケート調査			・調査項目検討		・調査、回収	・集計、分析				・報告書作成	
		【南あわじ市】 子ども・子育て会議		・設置条例制定	・委員公募・選考	・11/26 第1回会議 現状把握 調査内容		・市の子育て支援の実態把握			・第2回会議 調査結果把握	
	次世代法 次世代育成支援対策推進法	<次世代育成支援行動計画> 前期 H17年度～21年度 後期 H22年度～26年度										
健康課	健康課	妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、相談事業など										
教育委員会	関係部署調整	教育総務課	公立幼稚園施設環境整備など									
		学校教育課	市内既存幼稚園(公・私)の分析、認可幼稚園の状況など									
		生涯学習文化振興課	放課後子ども教室など									

## 南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(予定)

### ○平成25年度

- 平成25年 8月 国の基本指針が確定
- 平成25年10月 子ども・子育て会議条例の施行
- 平成25年11月 子ども・子育て会議(第1回)の設置、保護者アンケートの実施
- 平成25年12月 保護者アンケートの集計・分析



- ・保育所のあり方検討委員会の協議結果
- ・庁内関係部署の調整会議

- 平成26年 3月 子ども・子育て会議(第2回)の開催  
アンケート調査報告書 → 県へ提出(教育・保育の量の見込み)

### ○平成26年度

- 平成26年 4月 教育・保育の量の見込みに見合う確保方策を検討



- ・庁内関係部署の調整会議、事業計画<素案>検討
- ・子ども・子育て会議(第3回)の開催

- 平成26年 9月 子ども・子育て会議(第4回)の開催  
子ども・子育て支援事業計画<案>の作成 → 県へ報告

- 平成26年10月 事業計画<案>の庁内再調整



- ・庁内関係部署の調整会議、条例等の整備、実施体制の確立
- ・パブリックコメント

- 平成27年 2月 子ども・子育て会議(第5回)の開催

- 平成27年 3月 最終調整後、子ども・子育て支援事業計画策定 → 県へ提出

### ○平成27年度

- 平成27年 4月 子ども・子育て支援事業計画による新制度スタート

- 平成27年 8月 子ども・子育て会議(第6回)の開催